

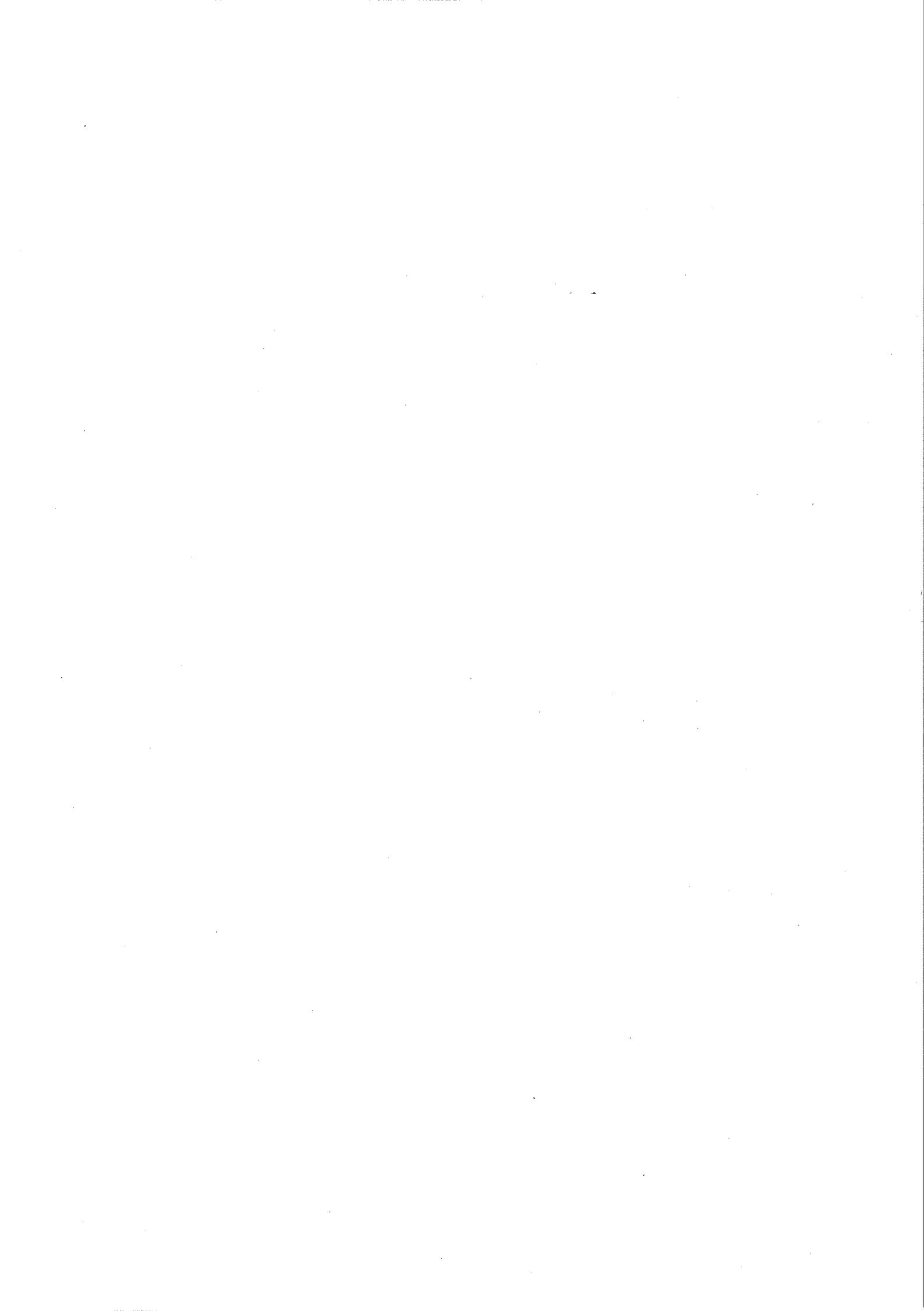
議案第 7 号

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び野田市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の215」を「100分の210」に改める。

附則に次の2項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

8 令和2年12月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条中「100分の210」とあるのは「100分の205」と、「100分の120」とあるのは「100分の117」とする。

(令和3年1月から令和4年3月までの間における給与の額の特例)

9 令和3年1月から令和4年3月までの間における特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から100分の2に相当する額を減じた額とする。地域手当の額を算出する場合における給料月額についても、同様とする。

第2条 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の210」を「100分の212.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例)

10 令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条中「100分の212.5」とあるのは「100分の210」と、「100分の120」とあるのは「100分の117」とする。

(野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の215」を「100分の210」に改める。

附則に次の2項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

6 令和2年12月に支給する期末手当に関する第3条の規定の適用については、同条中「100分の210」とあるのは「100分の205」と、「100分の120」とあるのは「100分の117」とする。

(令和3年1月から令和4年3月までの間における議員報酬の額の特例)

7 令和3年1月から令和4年3月までの間における議長等の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬の額から100分の2に相当する額を減じた額とする。

第4条 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の210」を「100分の212.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例)

8 令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する第3条の規定の適用については、同条中「100分の212.5」とあるのは「100分の210」と、「100分の120」とあるのは「100分の117」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例附則に2項を加える改正規定（附則第9項に係る部分に限る。）及び第3条中野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例附則に2項を加える改正規

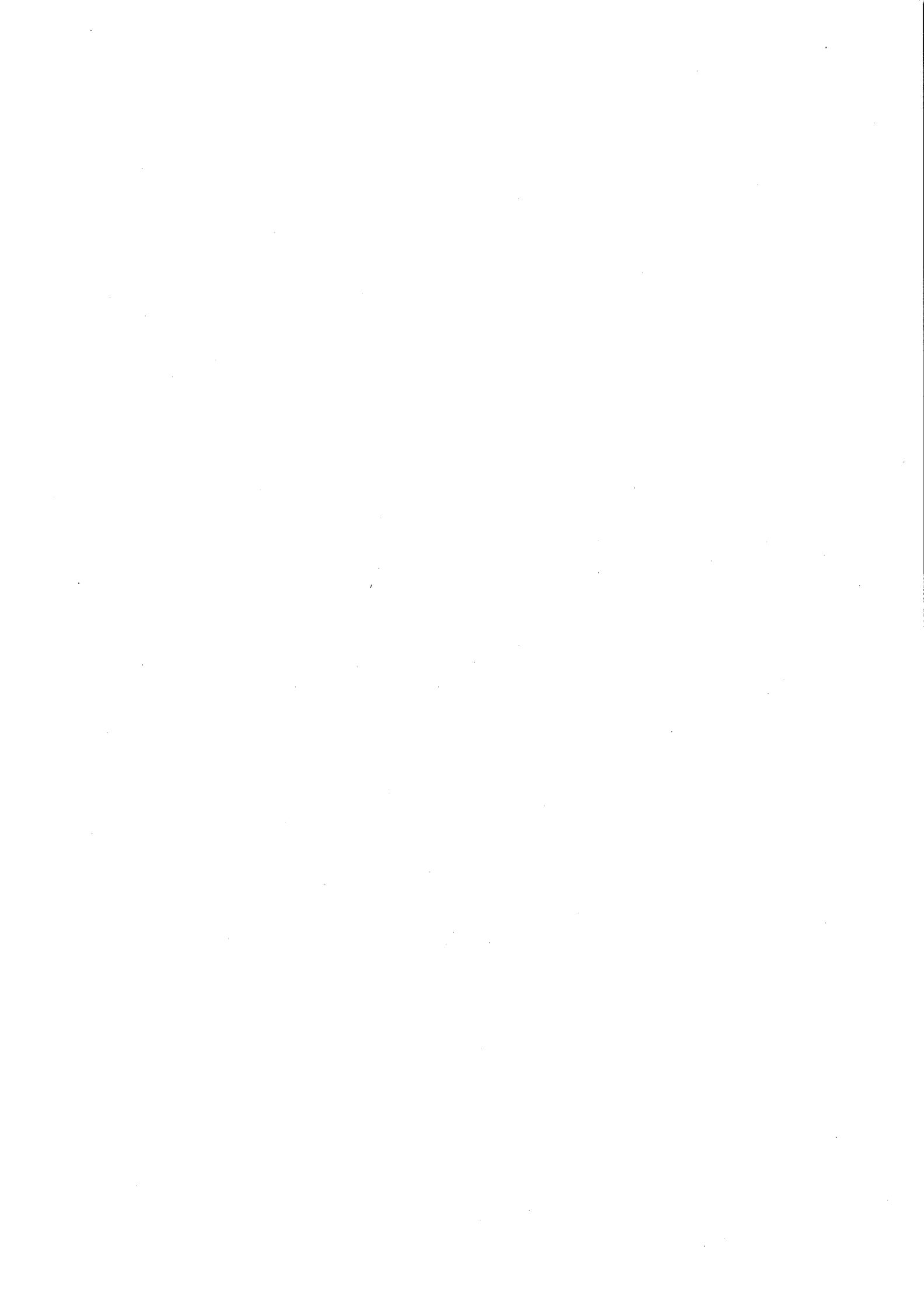
定（附則第7項に係る部分に限る。） 令和3年1月1日

(2) 第2条及び第4条の規定 令和3年4月1日



提案理由

一般職の職員の期末手当の支給割合の改定等及び諸般の事情を考慮し、野田市議会と協議の結果、常勤の特別職の職員及び野田市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するとともに、同手当の支給割合及び加算割合並びに給与及び報酬の減額の特例を設けようとするものである。



参考資料

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 210</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに對する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>8 令和2年12月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条中「<u>100 分の 210</u>」とあるのは「<u>100 分の 205</u>」と、「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 117</u>」とする。</p> <p>(令和3年1月から令和4年3月までの間における給与の額の特例)</p> <p>9 令和3年1月から令和4年3月までの間における特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から100分の2に相当する額を減じた額とする。地域手当の額を算出する場合における給料月額についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 215</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに對する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p>

○ 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 212.5</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 210</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに</p>

<p>れらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に 100 分の 120 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(令和 3 年 6 月及び 12 月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>10 令和 3 年 6 月及び 12 月に支給する期末手当に関する第 5 条の規定の適用については、同条中「100 分の 212.5」とあるのは「100 分の 210」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 117」とする。</p>	<p>対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に 100 分の 120 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p>
---	---

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 32 号)第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 210</u>」と読み替え、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 120 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>6 令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する第 3 条の規定の適用については、同条中「<u>100 分の 210</u>」とあるのは「<u>100 分の 205</u>」と、「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 117</u>」とする。</p> <p>(令和 3 年 1 月から令和 4 年 3 月までの間における議員報酬の額の特例)</p> <p>7 令和 3 年 1 月から令和 4 年 3 月までの間における議長等の議員報酬の額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬の額から 100 分の 2 に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 32 号)第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 215</u>」と読み替え、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 120 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p>

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 212.5</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>8 令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する第3条の規定の適用については、同条中「100 分の 212.5」とあるのは「100 分の 210」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 117」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 210</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p>

